

地域包括支援センター職員配置に係る高齢者人口減少地域への特例について

1 経緯等

- 本市では、各年度9月末現在の圏域内高齢者人口を基に地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員配置を決定している。（下表参照）

【職員配置基準】

圏域内高齢者人口	～6,499	6,500～7,999	8,000～9,999	10,000～
職員配置（※）	4人体制	5人体制	6人体制	7人体制

※ 委託職員のうち、地域介護予防拠点担当、介護支援専門員を除く三職種（保健師等、社会福祉士、主任介護予防支援専門員）の人数

- これまで、高齢者人口の増加に伴いセンター職員の追加配置が必要となるケースのみであったが、この度、圏域内の高齢者人口が減少したことにより、センター職員の減員が必要となるケースが発生した。
- 高齢者が抱える課題は複雑化・多様化しており、センターの業務量は年々増加している中、センターの運営に支障が生じないよう、センター職員の減員については、慎重に検討する必要がある。

2 対応案

- 高齢者人口の基準を下回った場合であっても、必ずしも業務量が大きく減少することにはつながらないため、この場合において職員配置基準どおりに職員を減員すればセンター業務に支障が生じる可能性がある。
- こうしたことを踏まえ、圏域内高齢者人口の減少に伴い職員を減員する際には、業務負荷の実態にも着目した基準を設ける必要があることから、特例として現行の圏域内高齢者人口を基にした職員配置基準に加え「認定者数（※1）」の指標を取り入れることとする。
- 具体的には、圏域内高齢者人口が職員配置基準のしきい値を下回った場合で、かつ、認定者数が基準年度（※2）と比較して5%以上減少した場合（各年度9月末で比較）は、翌々年度からセンター職員数を減員することとする。

※1 認定者数：要介護者、要支援者及び事業対象者の人数

※2 圏域内高齢者人口の減少があった年度の前年度

- ◎ 翌年度から直ちに職員数を減員せず、「翌々年度から職員数を減員」とすることにより、センター運営法人の人事異動等の管理をしやすくし、地域包括支援センターの適切な人員配置及び安定的な運営につなげる。

【特例の内容】

区 分		N年度	N+1年度	N+2年度
①	圏域内高齢者人口 (9月末時点)	現行の職員配置基準 を下回る減少	基準を下回る状態が継続	
②	認定者数 (基準年度(N-1年度)の9月末時点と比較)	基準年度比 5%以上減	(考慮せず)	
対 応				職員数減 (①及び②を考慮)

3 令和5年度に特例を適用するセンター

高取北・安西地域包括支援センターの圏域において、高齢者人口が職員配置基準を下回るが、本特例を適用し、令和5年度は今年度と同様の7人体制とする。

令和6年度以降の人員体制については、前年度9月末時点の高齢者人口、認定者数の増減率（基準年度と比較）により決定する。

【高取北・安西圏域の高齢者人口・認定者数】

区分	令和3年9月末	令和4年9月末	増減率
圏域内高齢者人口	10,030人（7人体制）	9,930人（6人体制）	－
認定者数	1,885人	1,899人	0.7%

4 その他

この度の特例も含めた職員配置基準について、広島市地域包括支援センター設置運営要綱に明記し、次年度以降の委託契約に反映させる。